

福島町議会議会活動評価要綱

(趣旨・目的)

第1条 議会基本条例第17条第2項の規定に基づき、議会活動評価を1年ごとに適正に行うことを趣旨とし、評価の内容を定めることを目的とする。

(評価項目)

第2条 評価項目は、次のとおりとする。新たな項目の追加・変更は、必要に応じ議会運営委員会で検討する。評価様式は別表による。

1 主要評価項目：具体的な項目

(1)議会の活性度：①一般質問②一般質問答弁事項等追跡調査③質疑・意見交換④討議討論(本会議)⑤討議(委員会)⑥議員提案⑦文書質問

(2)議会の公開度：①委員会の公開②審議記録の公開③審議前会議資料の公開④議会経費の公開⑤視察報告の公開⑥全員協議会の公開⑦会議公開の充実(ライブ中継)

(3)議会の報告度：①議会だより・速報版の発行②議会ホームページの運用

(4)住民参加度：①各種団体との懇談会の開催(常任委員会活動)②町民と議員との懇談会の開催③参画者への対応と参加度④休日・夜間議会の開催

(5)議会の民主度：①一般質問の一問一答方式②説明委員との対面方式③一般質問の答弁書配布

(6)議会の監視度：①長との適切な関係の維持②全員協議会の適切な運用③議会権能(けん制・批判・監視等)の適切な遂行

(7)議会の専門度：①所管事務調査の充実強化②政策立案・審議能力の向上・強化③議決権範囲の拡大

(8)事務局の充実度：①議場・委員会室の整備充実②事務局の充実強化

(9)適正な議会機能：①法規定以外の執行部附属機関への委員就任廃止②適正な議会経費③議会の自主性強化④議会附属機関の設置⑤系統議長会の体制整備

(10)研修活動の充実強化：①研修の効率的な取り組み

2 評価

(1)現年度と過去3年間の評価を掲載する。

3 摘要

(1)評価の具体的な状況説明を掲載する。

4 諮問会議意見

(1)評価に対する議会基本条例諮問会議の意見を掲載する。

(評価方法)

第3条 議会運営委員会において、評価項目に基づき1年間の議会活動を、議会実態調査、先進地事例等を参考として、全国・全道等の水準と比較検討し評価を決定する。

2 評価は、次の3段階評価とする。

「○」 概ね一定の水準にある

「△」 一部水準に達していない

「▲」 取り組みが必要

3 任期最終年度に4年間の総合的な評価を行う。

4 議会基本条例諮問会議への諮問事項とし、答申を受ける。

(評価基礎資料)

第4条 評価基礎資料は次のとおりとする。事務局は、必要に応じ随時最新資料を収集し、適正な評価の参考に供する。

1 議会の基礎的資料

(1) 議会の構成、議員名、年齢、学歴、当選回数、政党、歳費

(2) 本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会開催日数(時間)

(3) 一般質問・質疑回数、議員提案、討論回数、議員提案件数

(4) 議員視察研修、報告書

(5) 所管事務調査回数、調査事項

(6) 議員の議案表決状況

(7) 参考人招致、公聴会開催

(8) 会議・行事等出欠状況

2 議会の活性化等状況

(1) 議会の活性度：一般質問者・質疑者・討議者・討論者・議会提案件数、文書質問、審査付託件数、会議開催日数・時間

(2) 議会の公開度：委員会・審議記録・審議前の会議記録・議会経費・視察報告・全員協議会の公開、会議公開の充実

(3) 議会の報告度：議会だより発行、議会ホームページ運用、議会への各種報告

(4) 住民参加度：議会報告会開催、参画者への対応・参加度、休日・夜間議会開催等

(5) 議会の民主度：一般質問一問一答方式、対面方式、一般質問答弁書配布、一般質問の回数・時間制限廃止、議会における選挙

(6) 議会の監視度：長との適正な関係の維持、全員協議会の適切な運用、議会権能(けん制・批判・監視等)の適切な遂行

(7) 議会の専門度：一般質問等答弁事項追跡調査

(8) 事務局の充実度：議場の整備充実、事務局の充実強化

(9) 適正な議会機能：法規定以外の執行部諮問機関諮問委員就任廃止、適正な議会経費、系統議長会の体制整備、議会の自主性強化、条例等制定・一部改正

(10) 研修活動の充実強化：研修の効率的な取り組み、視察受入れ市町村等

(評価手交)

第5条 評価結果は、議会活動の現況周知を期待し、町執行部局へ手交する。

(評価公表)

第6条 評価結果は、議会だより・HP・議会白書に掲載し、町民に公表する。

(評価反映)

第7条 評価結果を参考とし、議会活動の活性化に努める。

附 則(平成31年3月19日議会要綱第5号)
平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

年度 福島町議会の評価

評価期間： 年 月～ 年 月
 評価決定： 年 月 日議会運営委員会

【 評価の分類：○＝「概ね一定の水準にある」 △＝「一部水準に達していない」 ▲＝「取組が必要」】

| 主 要 評 価 項 目 | 具体的な項目 | 過去3年間の評価 | | | 評 価 | 摘 要 |
|----------------------------|-------------------------|----------|--|--|--------|--------|
| | | | | | | |
| 1. 議会の 活性度 | ①一般質問 | | | | | |
| | ②一般質問答弁事項等追跡調査 | | | | | |
| | ③質疑・意見交換 | | | | | |
| | ④討議・討論（本会議） | | | | | |
| | ⑤討議（委員会） | | | | | |
| | ⑥議員提案 | | | | | |
| | ⑦文書質問 | | | | | |
| 2. 議会の 公開度 | ①委員会の公開 | | | | | |
| | ②審議記録の公開 | | | | | |
| | ③審議前の会議資料の公開 | | | | | |
| | ④議会経費の公開 | | | | | |
| | ⑤視察報告の公開 | | | | | |
| | ⑥全員協議会の公開 | | | | | |
| | ⑦会議公開の充実 （ライブ中継） | | | | | |
| 3. 議会の 報告度 | ①議会だより・速報版等の発行 | | | | | |
| | ②議会ホームページの運用 | | | | | |
| 4. 住 民 参加度 | ①各種団体との懇談会の開催（常任委員会の活動） | | | | | |
| | ②町民と議員との懇談会の開催 | | | | | |
| | ③参画者への対応と参加度 | | | | | |
| | ④休日・夜間議会の開催 | | | | | |

※1「討論」とは、議会の本会議において、表決の前に、議題となっている案件に対し、賛成か反対の議員個々の意思を表明すること。

| 主要評価項目 | 具体的な項目 | 過去3年間の評価 | | | 評価 | 摘要 |
|---------------|-------------------------|----------|--|--|----|----|
| | | | | | | |
| 5. 議会の民主度 | ①一般質問の一问一答方式 | | | | | |
| | ②説明員との対面方式 | | | | | |
| | ③一般質問の答弁書配付 | | | | | |
| 6. 議会の監視度 | ①長との適正な関係の維持 | | | | | |
| | ②全員協議会の適切な運用 | | | | | |
| | ③議会権能（けん制・批判・監視等）の適切な遂行 | | | | | |
| 7. 議会の専門度 | ①所管事務調査の充実強化 | | | | | |
| | ②政策立案・審議能力の向上強化 | | | | | |
| | ③議決権範囲の拡大 | | | | | |
| 8. 事務局の充実度 | ①議場・委員会室の整備充実 | | | | | |
| | ②事務局の充実強化 | | | | | |
| 9. 適正な議会機能 | ①法規定以外の執行部付属機関への委員就任廃止 | | | | | |
| | ②適正な議会経費 | | | | | |
| | ③議会の自主性強化 | | | | | |
| | ④議会付属機関の設置 | | | | | |
| | ⑤系統議長会の体制整備 | | | | | |
| 10. 研修活動の充実強化 | ①研修の効率的な取組み | | | | | |

福島町議会の評価に対する諮問会議の意見